

# 遠野市スポーツ協会 規約

## 目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 目的及び事業 (第3条・第4条)
- 第3章 会員 (第5条―第11条)
- 第4章 評議員会 (第12条―第19条)
- 第5章 役員 (第20条―第26条)
- 第6章 理事会 (第27条―第32条)
- 第7章 常任理事会 (第33条―第38条)
- 第8章 財産及び会計 (第39条―第41条)
- 第9章 委員会 (第42条)
- 第10章 遠野市スポーツ少年団 (第43条・第44条)
- 第11章 規約の変更及び解散等 (第45条―第48条)
- 第12章 事務局 (第49条)
- 第13章 広告 (第50条)
- 第14章 補則 (第51条)

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、遠野市スポーツ協会と称し、外国に対しては、Tono Sports Association (略称T S A) と称する。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を岩手県遠野市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、岩手県遠野市における市民スポーツの統一組織としてスポーツの健全な普及及発達を期し、市民の体力の向上及びスポーツ精神の涵養に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツの普及に関する事業
- (2) 競技力の向上に関する事業
- (3) スポーツ団体の育成及び支援に関する事業
- (4) 青少年スポーツの育成に関する事業
- (5) 選手及び役員の派遣に関する事業
- (6) スポーツイベント及び講習会等の開催及び支援に関する事業
- (7) スポーツ表彰及び顕彰に関する事業
- (8) 健康の増進及び体力の向上に関する事業
- (9) スポーツ交流に関する事業

- (10) 岩手県及び遠野市並びにスポーツ関係団体が実施する事業への協力に関する事業
- (11) その他、この団体の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (団体の構成員)

第5条 この団体は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 この団体の目的に賛同し入会した遠野市に所在するスポーツ団体又は個人
  - (2) 賛助会員 この団体の事業を援助するために入会した団体又は個人
- (会員資格の取得)

第6条 この団体の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

#### (経費の負担)

第7条 この団体の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、評議員会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、評議員会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この規約その他の規則に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、評議員会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、評議員会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

#### (会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

#### (抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第4章 評議員会

#### (評議員会)

第12条 この団体の評議員会は、すべての正会員をもって構成する。

#### (権限)

第13条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (5) 事業報告書及び収支決算書の承認
- (6) 規約の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他評議員会で決議するものとしては法令又はこの規約で定められた事項  
(開催)

第14条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 評議員会の議長は、当該評議員会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 評議員会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 規約の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案の決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した会長並びに正会員の中から評議員会において選出された議事録署名人が記名押印しなければならない。

## 第5章 役員

### (役員の設定)

第20条 この団体に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をこの団体の代表理事とし、副会長及び常務理事をもってこの団体の業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第21条 理事及び監事は、正会員の中から評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの団体の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族等である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

### (理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、この規約で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この規約で定めるところにより、この団体を代表し、その職務を執行する。
- 3 副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この団体の業務を分担執行する。
- 4 会長、副会長及び常務理事は、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この団体の業務及び財産の状況を調査することができる。

### (役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

### (役員解任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において定める総額の範囲内で、評議員会において定める役員の報酬等に関する規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

(理事会の構成)

第27条 この団体に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この団体の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、当該理事会において議長を選出する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 常任理事会

(常任理事会の設置)

第33条 この団体の会務に関する事務を円滑に執行するため、常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長、副会長及び常務理事をもって構成する。

(常任理事会の権限)

第34条 常任理事会は、理事会の審議事項の検討、準備を行う。

(招集等)

第35条 常任理事会の招集等については、第29条第1項及び第30条の規定を準用する。

(決議)

第36条 常任理事会の決議は、第33条第2項に定める理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(報告)

第37条 常任理事会の決議事項は、理事会に報告しなければならない。

(常任理事会運営規則)

第38条 常任理事会に関する事項は、この規約に定めるもののほか、理事会において定める常任理事会運営規則による。

## 第8章 財産及び会計

### (事業年度)

第39条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第40条 この団体の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

### (事業報告及び決算)

第41条 この団体の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

2 前項の承認を受けた書類については評議員会に提出し、評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、規約及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第9章 委員会

### (設置)

第42条 この団体には、任意の機関として業務の執行に必要な委員会を置くことができる。

2 前項に定める委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 遠野市スポーツ少年団

### (設置)

第43条 この団体に遠野市のスポーツ少年団によって構成する遠野市スポーツ少年団を置く。

2 遠野市スポーツ少年団の設置に関する規則は、理事会の決議を経て別に定める。

### (業務)

第44条 遠野市スポーツ少年団は、第4条第3号及び同条第4号の事業、その他これに関連する事業に関して、理事会の決議に基づき実施する。

## 第11章 規約の変更及び解散等

### (規約の変更)

第45条 この規約は、評議員会の決議により変更することができる。

### (解散)

第46条 この団体は、評議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (剰余金の分配の禁止)

第47条 この団体は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第48条 この団体が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる団体又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第12章 事務局

(事務局)

第49条 この団体の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事会の承認を受けて会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第13章 広告

(公告)

第50条 この団体の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、インターネットによる貸借対照表の開示を行うことができる。

## 第14章 補則

(細則)

第51条 この規約に定めるもののほか、この団体の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和7年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際、現に現に役員にある者の任期は、第24条の規定に関わらず、令和8年3月31日までとする。
- 3 この規約の適用に伴うその他必要な経過措置については、理事会の決議により別に定める。